

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会に関する意見

これまでの議論及びヒヤリングを通じて感じたことを個人的にまとめてみました。

I. カテゴリー別検討の必要性

○医療、福祉、教育等、パーソナルデータを取扱う機関が独立行政法人、地方公共団体及び民間企業の各セクターに分散しており、どのセクターが取扱うかということが、その取扱うパーソナルデータの性質に影響を与えない分野であって利活用が特に期待される分野（以下「特定分野」という。）において、そのパーソナルデータの利活用のための個人特定性低減データへの加工方法等のルールは、当該データの特性に照らして最適なものを関係者が共同で（広義のマルチステークホルダープロセスにより）、できる限り統一したルールを策定し、第三者機関の認定を受けることが望まれる。

○他方、その取扱う機関が行政機関等であることに固有の事情があり、専ら行政機関等に取り扱われるパーソナルデータについては、そのパーソナルデータを利活用するための加工方法等のルールの策定については、個別に慎重に検討することが必要と考えられる。

II. 行政機関等が保有するパーソナルデータ利活用の目的

○利用目的以外の利用・提供に相当するパーソナルデータの利活用については、個人特定性低減データへの加工を行う場合でも、現行法上、目的外利用・提供が可能とされている場合を除き、具体的な社会全体の利益の向上を目的とする場合に限定するべきではないか（プライバシー保護の観点からは、利活用に伴う具体的な社会全体の利益の向上及びニーズが想定できなければ、見直しを行う意義は乏しいため）。

III. 同意取得

○個人特定性低減データへの加工により、本人の同意の安易な省略が行われないようにする必要がある。個人特定性低減データへの加工に関する実施の記録、加工ルールの遵守状況の確認等の説明の十分性、透明性の確保も必要ではないか。

IV. 地方公共団体、地方独立行政法人による参照を意識した検討

○特定分野については、個人特定性低減データへの加工方法等のルール策定にあたり、各個人情報保護条例が区々であることが利活用の障壁にならぬように対応することが望ましい。

V. 第三者機関の位置づけ

○特定分野については、パーソナルデータの利活用に関するデータ加工方法等のルールを個々の行政機関等のみで決定しても波及効果に乏しいと思われるため、ルール策定について、公的セクターと民間セクターの双方に対して権限を有する第三者機関（大綱で想定した機関）が必要となる。

¹ 本意見は所属する団体の見解を代表するものではありません。

(ご参考)

行政機関等が保有するパーソナルデータの広範な領域において、利活用に伴う具体的な利益及びニーズがあり得ることを仮定して、議論すべき論点を抽出してみた。

行個法	大綱	問題意識	具体例等
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、<u>行政機関において個人情報</u>の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>○本人の利益のみならず社会全体の利益の増進のためにパーソナルデータの利活用を益々促進することが望まれる一方、プライバシー保護の観点からは、これまでと同様、適切な取扱いが求められている(第3 I 目的・基本理念)</p>	<p>①利活用の主体は行政機関内にとどまらないのではないか。</p> <p>②利活用の範囲は行政の所掌事務の遂行目的にとどまらないのではないか。</p> <p>③本人の直接の利益になるかどうかは必ずしも明白ではないとしても、公共の福祉の増進に寄与する利活用も考えられるのではないか。</p> <p>④民間事業者とは異なり、公共の福祉の増進の目的等、<u>利活用の目的の限定</u>が必要ではないか。</p>	
<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、<u>法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り</u>、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、<u>変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲</u>を超えて行って</p>	<p>○パーソナルデータの持つ多角的な価値を、適時かつ柔軟に活用できる環境を整備するため、本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直すこととする。(第3 III 1 (3)②)</p>	<p>①特定個人の識別可能性低減データの利活用のための目的変更について「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」の<u>新たな基準</u>が必要ではないか。</p> <p>②関連性の基準を充足していることについて、総務大臣若しくは第三者機関の認定等は必要ないか。</p> <p>③利用目的の変更手続については、関連性の基準だけで足りるか。他に再識別化の禁止等も含めた<u>手続のパッケージ</u>とする必要があるのではないか。</p>	

<p>はならない。</p>			
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、<u>保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合（中略）相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合（中略）相当な理由のあるとき。</p> <p>四 <u>前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</u></p>	<p>○この個人データの第三者提供や目的外利用に関して…<u>特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれ</u>に留意し、<u>特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めること</u>によって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じることとする。（第3 II 1）</p> <p>○個人が特定される可能性を低減したデータへの<u>加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。</u></p> <p>○当該加工方法等について、民間団体が<u>自主規制ルール</u>を策定し、第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。</p>	<p>①特定個人の識別可能性低減データの第三者提供について、<u>行個8条2項4号の規定の範疇</u>（その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき）と考える余地があるのかどうか。</p> <p>②①のように範疇におさまると考えたとして、無制約にパーソナルデータの第三者提供がなされるリスクがあるのではないか。<u>何等かの法令又はガイドラインが必要ではないか。</u></p> <p>③行政機関等の保有するパーソナルデータには機微情報が多く、取得にあたって本人の任意性が低いこと等のデータの特性、並びに行政運営の公正性の担保の必要性を考慮すれば、一般に行政機関等による<u>加工方法等のルール</u>については、独立した客観的な機関による認定を要するのではないか。なお、行政機関等に固有とはいえず特に利活用が期待される特定分野のパーソナルデータについては、加工方法等のルールについて、行政機関等に固有のデータと異なるルールを策定することも必要とされるのではないか。</p>	

3 略			
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第三項において「<u>個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>		<p>③行政機関等の保有するパーソナルデータには機微情報が多く、取得にあたって本人の任意性が低いこと等のデータの特性、並びに<u>行政運営の透明性の確保</u>の必要性を考慮すれば、特定個人の識別可能性低減データの作成にあたっては、<u>何等かの帳簿を作成し、公表</u>することが求められるのではないか。</p>	

(以上)